

中井町町民意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、町の重要方針、方策その他これらに類するもの（以下「政策等」という。）の政策形成過程における町民の行政参加の機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって一層開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民意見公募手続 町の政策等の立案過程において、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く町民から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続を町民意見公募手続という。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本町の区域内に住所を有する者
 - イ 本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 本町の区域内に存在する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町民意見公募手続に係る政策等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 町民意見公募手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の長期計画、基本的な施策に関する計画、指針等の策定若しくは改正又は廃止
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
 - イ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響をあたえる条例
 - ウ 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
- (3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他行政指導の指針の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、町民意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合又は軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がない場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、第5条から第10条までの規定に準じて策定した報告、答申等に基づいて政策等を決定した場合

(政策案の公表等)

第5条 実施機関は政策等を策定しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に、政策等の案（以下「政策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案の概要
- (3) その他町民等が政策案を理解するために、実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、町民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、追加資料を作成するものとする。

5 実施機関は、第1項の規定により政策案を公表するときは、町民意見公募手続所管課長（条例等にあつては町民意見公募手続所管課長及び法制執務所管課長）の合議を受けなければならない。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策案を公表する30日前までに、中井町町民意見公募手続実施予告報告書（第1号様式）により町民意見公募手続所管課長へ報告するとともに広報紙等及び町のホームページに掲載し、町民意見公募手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策案の名称
- (2) 政策案の公表方法

- (3) 政策案に対する意見等の提出期間及び提出方法
- (4) 問い合わせ先（政策等の事務を所管する課の名称）

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、町民等が政策案について意見等を提出するために必要な時間等を勘案して、意見等の提出期間を定めなければならない。

2 前項の提出期間は、政策案の公表の日から20日以上とする。

3 実施機関は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、20日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、政策案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

4 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) 電子メール
- (3) ファクシミリ
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

5 意見等を提出しようとする町民等は、住所及び氏名（法人その他の団体の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地。）を明らかにしなければならない。

（個人情報の保護）

第8条 実施機関は、収集した個人情報について中井町個人情報保護条例（平成13年中井町条例第22号）に従って適切に取り扱うものとする。

（実施機関の考え方の公表）

第9条 実施機関は、第7条第4項の規定により提出された意見等に対する実施機関の考え方をとりまとめ、提出された意見等と併せて公表するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定により実施機関の考え方を公表する場合について準用する。

（意見等の考慮）

第10条 実施機関は、第7条第4項の規定により提出された意見等を考慮して政策等の策定の意思決定を行うものとする。

（町民への周知）

第11条 実施機関は、この要綱に基づき町民意見公募手続を実施する場合には、政策等の公表予定日の50日前までに、中井町町民意見公募手続実施計画報告書（第2

号様式)により町民意見公募手続所管課長へ報告するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 政策等の内容
- (3) 実施根拠
- (4) 実施スケジュール(政策案の公表時期、意見等の提出時期、実施機関の考え方の公表時期)
- (5) 政策等の所管する課の名称

2 町民意見公募手続所管課長は、前項の報告に基づき、次に掲げる事項を町のホームページに掲載するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 実施根拠
- (3) 政策等の所管する課の名称

(実施状況の公表)

第12条 町長は、必要に応じ町民意見公募手続の運用状況(第4条の規定の適用に関する状況を含む。)について取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要事項は、別に町民意見公募手続所管課長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以降に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、町民等に意見を求める手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

第1号様式(第6条関係)

中井町町民意見公募手続実施予告報告書

政策案の名称	
政策案に対する意見等の提出期間及び提出方法	

政策案の公表方法	
問い合わせ先 (政策等の事務を所管する課の名称)	

(第2号様式 第11条関係)

中井町町民意見公募手続実施計画報告書

政策等の名称	
政策等の内容	
実施根拠	
実施スケジュール (政策案の公表時期、意見等の提出時期、実施機関の考え方の公表時期)	
政策等の所管する課の名称	